

税金の控除

この寄附金は、税金の控除の対象となります。

■ 個人の場合

寄附をすると、寄附金額のうち2千円を超える部分について、原則として一定の上限まで、所得税・個人住民税から全額が控除されます。

● 所得税(所得控除)

$\left(\begin{array}{l} \text{寄附金額} \\ \text{又は} \\ \text{総所得金額等の40\%} \end{array} \right) \begin{array}{l} \text{のいずれか} \\ \text{低い金額} \end{array} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$

● 個人住民税(税額控除)

$\left\{ \begin{array}{l} \text{寄附金額} \\ \text{又は} \\ \text{総所得金額等の30\%} \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{のいずれか} \\ \text{低い金額} \end{array} - 2\text{千円} \right\} \times 10\%$

+ 特例控除額[(寄附金額-2千円)×(90%-所得税の税率)]
= 寄附金税額控除額

■ 法人の場合

寄附された金額を法人税法(第37条第3項第1号)の規定により損金算入することができます。

税の控除を受けるために

寄附をした翌年に確定申告を行う必要があります。ただし、寄附時に「ワンストップ特例制度」の申請をしていただくと、確定申告を行わなくても控除を受けられます。「ワンストップ特例制度」は、確定申告を行う必要がある方、寄附先の都道府県・市町村が6団体以上の方は適用されません。

※確定申告には、専用納付書の領収書や受領証明書が必要となりますので、大切に保管してください。

みなさまからのご寄附を
お待ちしております。



寄附方法のご案内



金融機関に出向いて 納付書での払込み

別添の専用納付書を使用して払込んでください。
納付書がお手元に無い場合は、下記問い合わせ先へご連絡いただければお送りします。



インターネットを利用して、 クレジットカードでの払込み

クレジットカードでの寄附の詳細は、
名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/410-1-8-2-0-0-0-0-0-0.html>

名古屋市 クレジット寄附



お問い合わせ

名古屋市教育委員会部活動振興担当

〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目1番4号

052-291-4406

メール: a3265@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

ありがとう

あなたの寄附で
大きくジャンプ

小中学校部活動 ホップステップ基金

名古屋市教育委員会からの
寄附のお願いです



名古屋市教育委員会



小中学校部活動 ホップステップ基金とは

市立小中学校の
運動・文化活動では
多くの子どもたちが
学校の用品を使用し
活動しています。



それら用品は
古くなっているものもあり
不具合が生じて快適な活動が
できていない場合があります。

子どもたちの活動を
充実させるため
皆さまからの寄附金を募集し
用品購入や修理費用として
活用させていただきます。



「小中学校部活動ホップステップ基金」にいただいた寄附金は、
市立小中学校の部活動全体に活用させていただきます。

次のような活用を予定しています。

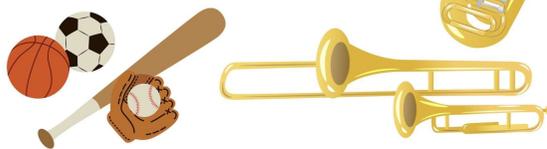
例1
野球のバットやボール、
キャッチャーマスクの
購入費用

例2
金管バンドで使用する
楽器類の購入や
メンテナンス費用

例3
破損した
コートネットの
修理費用



お金だけでなく
現物の寄附も
受け付けております。



※受け入れ希望校が無い場合は、お断りする場合がございます。

市立高等学校への寄附を
希望される場合は
「高校生の夢実現応援事業」を
ご利用ください。

※部活動に限らず学校の指定した事業等に
使われます。

高校生の夢実現応援事業

